

一般社団法人日本造血細胞移植学会認定・専門医制度委員会規約

第1条（目的）

一般社団法人日本造血細胞移植学会認定・専門医制度委員会は、造血幹細胞移植に関する広い知識と練磨された技能を備える優れた造血幹細胞移植臨床医を養成し、社会の人々がより高い水準の造血幹細胞移植医療の恩恵を受けられるよう国民の福祉に貢献することを目的として、造血幹細胞移植専門医、指導医、移植施設・採取施設の認定を行う。

第2条（事業）

本委員会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 一定レベル以上の実力を持ち、造血幹細胞移植臨床医として信頼される造血幹細胞移植専門医（以下「専門医」という。）の認定
- 2) 専門医を養成するための造血幹細胞移植指導医の認定
- 3) 良質の専門医を育成する造血幹細胞移植施設の認定
- 4) 専門医制度指定研修カリキュラムの制定

第3条（委員）

委員長は理事の中から理事会で選任する。理事会は理事および評議員の中から約15人の委員を選出する。委員の就任は社員総会の承認により決定する。

第4条（委員および委員長の任期）

委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度社員総会の承認を得る。委員長の任期は2年とし再任を妨げない。ただし連続2期を限度とする。委員の改選は半数ずつ行う。

第5条（会議）

委員会は定期的に会議を開催、もしくは電子メール等にて連絡を図り、事業の円滑な遂行をはかる。

第6条（規約の発効）

本規約は平成22年2月18日をもって発効する。